(案)

方向2 共に支え合い安心して暮らし続けるために

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、日常生活上の支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整えることが一層求められています。

地域の支え合いを深めるために、住民同士のつながりや、その地域で活動する団体などの資源を生かしながら、地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりに引き続き取り組みます。

さらに、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても周囲や地域の協力のもと、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けるために、認知症の本人やその家族の視点を重視した認知症施策の推進を図ります。

[施策3] 自立した生活を続けるための生活支援体制づくりの強化

日常生活上の支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら し続けることができるよう、地域の力も活用した多様な生活支援サービスの提供をは じめ、高齢者の尊厳を保持するため、虐待防止や成年後見制度の利用促進などの権利 擁護の取り組みを進めます。また、高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、 適切な住まいと住まい方を選択できるよう、居住環境の整備に取り組みます。

(1)暮らしを支える多様な支援

高齢者や家族からの介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談に対応するとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護サービスのほか、暮らしを支える多様なサービスが提供される体制づくりを進めていきます。

また、介護を行う家族に対しても、介護の知識や技術を学べる講座や相談会・交流 会を開催するなど、支援を進めていきます。

①相談・支援体制の整備

在宅で生活する高齢者や家族からの介護・福祉・健康・医療など、さまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。

- ◆ 区役所等における高齢者総合相談
- ◆ 地域包括支援センターによる総合相談・支援事業
- ◆ 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握

②日常生活を支援するサービスの提供

介護や支援が必要な高齢者に対する、一人ひとりの状態に応じた適切な介護 サービスや、生活を支援する多様なサービスを提供し、可能な限り在宅生活を 続けることができるよう支援します。

主な取り組み(案)

- ◆ 介護保険による居宅サービスや地域密着型サービスの提供
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業による生活支援サービスの提供
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の弾力化に関する検討
- ◆ 日常生活用具の給付
- ◆ 寝具洗濯サービス
- ◆ 介護用品の支給及び支給対象者に対する家庭ごみ処理手数料の減免
- ◆ 訪問理美容サービス
- ◆ 食の自立支援サービスによる栄養バランスの取れた食事提供と配食の際の安否確認実施
- ◆ 生活管理指導短期宿泊事業
- ◆ 緊急ショートステイベッドの確保
- ◆ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム
- ◆ シルバーハウジング (在宅生活支援付高齢者向け市営住宅)、高齢者向け優良賃貸住宅への 生活援助員 (LSA) の派遣 (再掲)

③介護家族への支援

高齢者を在宅で介護する家族等に対して、介護知識・技術の普及を図る研修会や相談会、交流会を開催するなど、介護家族への支援を行います。

主な取り組み(案)

- ◆ シルバーセンターにおける介護講座の実施
- ◆ 介護家族向けの相談会・交流会の開催
- ◆ 緊急ショートステイベッドの確保(再掲)
- ◆ 介護用品の支給及び支給対象者に対する家庭ごみ処理手数料の減免(再掲)

(2)安心できる暮らしの確保

見守りや支え合いの取り組みを土台として、災害時に援護を必要とする高齢者に 関する情報を地域で共有することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じた的確な 支援を行えるよう、災害対応力を強化していきます。

また、高齢者の消費者被害防止のための知識の普及や、交通事故防止に向けた啓発などの取り組みを推進します。

①災害対応力の強化

地域における支え合いの取り組みを進めるとともに、災害時に援護を必要とする 高齢者の情報登録を進め、地域と共有し、共助の取り組みを促進します。

また、災害弱者を対象とした減災に向けた取り組みを進めます。

主な取り組み(案)

- ◆ 災害時要援護者情報登録制度
- ◆ 災害時に支援が必要な高齢者に対する支援の検討
- ◆ 在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握(再掲)
- ◆ 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動
- ◆ 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動
- ◆ 災害時における福祉避難所の開設
- ◆ 災害弱者を対象とした家具転倒防止金具取り付けの推進や訪問防火指導

②消費者被害防止・交通事故防止に向けた啓発等

高齢者の消費者被害防止の啓発を行い、十分な知識の普及に努めます。また、 交通安全の意識を高めていく普及啓発などの取り組みを推進します。

主な取り組み(案)

- ◆ 消費生活センターによる出前講座や消費生活講座、リーフレットの作成・配布等による啓 発事業の実施
- ◆ 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施
- ◆ 交通安全教室や運転講習会の実施等、交通安全啓発事業の推進

(3) 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

高齢者虐待の未然防止・早期発見のための地域の見守り機能の向上や、相談窓口の充実・強化、マニュアル等に基づく適切かつ早期の対応の徹底を図ります。

また、認知症高齢者の増加に伴い、財産管理や介護サービス利用等への支援が求められることから、市民後見人の一層の活用を含めた成年後見制度の周知・普及など、権利擁護の取り組みを進めていきます。

① 高齢者虐待の防止

区や地域包括支援センターで対応マニュアルや対応事例を共有することにより高齢者虐待に的確に対応するとともに、地域の見守り活動などとも連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。

- ◆ 高齢者虐待防止マニュアルに基づく関係機関と連携した的確な対応
- ◆ 研修会などでの高齢者虐待対応事例等の共有
- ◆ 民生委員児童委員、地区社会福祉協議会などによる地域見守り活動及び老人クラブ内での 見守り活動との連携

②高齢者の権利擁護

権利擁護に関する相談・支援や、成年後見制度の周知・普及と制度利用に向けた支援を進めます。

主な取り組み(案)

- ◆ 地域包括支援センターによる権利擁護に関する相談・支援
- ◆ 仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台)における日常生活自立支援事業の推進
- ◆ 地域包括支援センター及び仙台市成年後見総合センターにおける成年後見制度の活用に 関する相談・支援
- ◆ 成年後見制度利用支援事業に基づく市長申立て及び後見人等報酬の助成
- ◆ 市民後見人の養成・支援事業の推進
- ◆ 成年後見制度の利用促進のための広報及び関係機関との連携強化

(4) 適切な住まいと住まい方を選択できる体制づくり

高齢者が自らの判断で適切な住まいを選択できる支援を行うとともに、日常生活を続けるうえでの高齢者や家族のさまざまな困りごとに対応できるよう、相談・支援体制を整え、生活を支援する多様なサービスを提供します。

①多様な居住環境の整備

身体の状況に応じた住宅への改修等を支援するとともに、高齢者のニーズに 応じた多様な住まいを確保していきます。

- ◆ 介護保険による住宅改修費支給
- ◆ 住宅改造費助成
- ◆ サービス付き高齢者向けの住宅登録促進と質の確保
- ◆ 有料老人ホームの質の確保
- ◆ シルバーハウジング(在宅生活支援付高齢者向け市営住宅)の供給
- ◆ シルバーハウジング (在宅生活支援付高齢者向け市営住宅)、高齢者向け優良賃貸住宅への 生活援助員 (LSA) の派遣 (再掲)
- ◆ 特別養護老人ホームや、特定施設入居者生活介護事業所等の整備
- ◆ 高齢者福祉施設等での円滑な救急搬送を促進するための普及啓発

②住まいの選択・確保の支援

高齢者が自らの身体や生活の状況を踏まえたふさわしい住まいを選択できるよう、情報提供や支援に取り組みます。

主な取り組み(案)

- ◆ 高齢者の民間賃貸住宅の入居に関する支援体制の構築
- ◆ シルバーハウジング(在宅生活支援付高齢者向け市営住宅)の供給(再掲)
- ◆ 高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成
- ◆ 高齢者向け賃貸住宅等の情報提供
- ◆ 家賃債務保証制度の情報提供
- ◆ 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸付

「施策4〕地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における 支え合いの体制づくりに引き続き取り組み、地域の住民や活動団体等による見守り・ 支え合い活動の充実に向けた支援を進めます。また、地域包括支援センターによる支 援の充実とともに、医療や介護などをはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の 連携強化を図り、関係する全ての人が「我が事」として「丸ごと」つながる、地域ネットワークづくりを推進します。

(1)地域の見守りや支え合い活動の充実に向けた支援

地域の特性や実情に応じた見守りや支え合いの体制づくりをそれぞれの地域で進めることができるよう、地域の関係機関の連携強化を図りながら、新たな担い手の育成、支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどの生活支援体制の整備を進めるとともに、地域支え合い活動に対する支援を充実します。

①地域支え合いの体制づくりと担い手の育成

住民同士の支え合いの重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、 そうした活動の担い手の育成に取り組み、地域の特性や実情に応じた支え合い の体制づくりを一層推進していきます。

- ◆ 講演会等の開催による市民理解の促進
- ◆ 仙台市ホームページ等による好事例の紹介
- ◆ 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への立ち上げや活動等に対する支援
- ◆ 仙台市ボランティアセンターによるボランティア活動相談、情報提供、活動先の紹介、ボランティア講座・体験等の実施(再掲)
- ◆ 老人福祉センターにおけるボランティア活動をはじめとする高齢者の活動を支援する多 彩な講座の企画・実施(再掲)
- ◆ 効果的な地域支え合い活動の検討

②地域支え合いの推進のための体制整備と活動に対する支援の充実

地域全体で高齢者の暮らしを支えていくため、関係機関の連携強化により、 地域における見守り体制の充実を図るとともに、地域における支え合い活動を 行う団体立ち上げや活動に対する支援を進め、地域の住民を主体とした支え合い い活動を促進します。

(ア) 地域で高齢者を見守る体制づくり

民生委員児童委員や地区社会福祉協議会さらには企業や警察等、地域における関係機関の連携強化を図ることで、地域における高齢者の見守り体制を充実していきます。

主な取り組み(案)

- ◆ 民生委員児童委員による見守り・声掛け活動(再掲)
- ◆ 地区社会福祉協議会による見守り等の小地域福祉ネットワーク活動(再掲)
- ◆ 災害時要援護者情報登録制度(再掲)
- ◆ 民間企業等との見守り協定の締結による地域の見守り体制の充実
- ◆ 警察や防犯協会等との連携による地域安全活動推進事業の実施
- ◆ アイ・アイキンジョパトロール(歩くボランティア活動)による防犯活動
- ◆ 消費生活センターによる高齢者の消費者トラブル見守り事業の実施(再掲)
- ◆ 被災者を対象とした仙台市社会福祉協議会による地域支えあいセンター事業

(イ) 地域支え合い活動に対する支援の充実

地域における支え合いが円滑に進むような取り組みの推進や、地域の住民を主体とした支え合い活動に対する支援の充実を図ります。

- ◆ 第1層(各区・宮城総合支所単位)・第2層(中学校区単位)生活支援コーディネーターの 重層的な配置による関係者間のネットワーク構築に向けた取り組み
- ◆ 地域資源を把握し、支え合い活動につなげる取り組みの推進
- ◆ 支援ニーズとサービス提供主体のマッチングが円滑に行われるための取り組みの推進
- ◆ 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への立ち上げや活動等に対する支援 (再掲)
- ◆ ごみ出しが困難な世帯へのごみ出し支援活動に対する助成
- ◆ 老人クラブ内でのひとり暮らし高齢者の支援や見守り活動に対する助成
- ◆ 仙台市市民活動サポートセンターによる市民活動等相談、情報提供やボランティア活動、 NPO 活動に対する支援(再掲)
- ◆ コミュニティソーシャルワーカーによる住民主体の支え合い活動の支援
- ◆ 地域の支え合い体制にかかる情報共有や連携を推進する協議体や地域ケア会議の開催

(2) 専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

医療職、介護職等の専門職や行政機関が、互いの専門分野を生かしながら連携を深めるとともに、地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるように普及啓発に努め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制の整備を進めます。

①地域ケア会議等を通した連携強化

高齢者が在宅で暮らし続けられるために、個別問題の解決が図られるよう、地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の多職種の「顔の見える関係」づくりを進めるとともに、在宅生活を継続していくために地域課題を把握し、既存の地域資源の活用及び創出に取り組みます。

主な取り組み(案)

- ◆ 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり
- ◆ 地域ケア会議や包括圏域会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進
- ◆ 地域ケア会議や包括圏域会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進
- ◆ 自立支援・介護予防の視点を重視した介護予防ケアマネジメント実施のための支援

②在宅医療・介護連携の強化

医療・介護に関わる地域資源の情報を把握し、共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するととも

に、在宅医療・介護に関する市民への情報提供や普及啓発を進めます。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有

地域の医療機関や介護事業所等の情報の把握と共有に取り組みます。

主な取り組み(案)

- ◆ 仙台市ホームページや冊子による介護サービス事業者の案内
- ◆ 在宅医療に係る資源の把握と情報提供

(イ) 在宅医療・介護関係者及び関係機関の連携

在宅医療・介護に携わる、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の専門職や、地域包括支援センター職員等が、それぞれの専門性を生かしながら、一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、多職種連携の強化に向けた支援を進めます。

主な取り組み(案)

- ◆ 地域における多職種連携の取り組みへの支援
- ◆ ICT の活用も含めた、効果的な医療・介護・相談機関間の情報共有の在り方の検討

(ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施

在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関を対象として、それぞれの 専門性を一層高めるとともに、お互いの専門分野についての理解を深め る研修の充実を図ります。

主な取り組み(案)

- ◆ 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等を対象とした研修の実施
- ◆ 介護支援専門員(ケアマネジャー)等、在宅介護に携わる者を対象とした研修の実施
- ◆ 在宅医療・介護に携わる多職種の連携強化を図るための研修の検討

(エ) 市民への普及・啓発

市民が在宅医療・介護に関する理解を深め、在宅医療・介護が必要になったときに、自ら必要なサービスを選択できるよう、市民への情報提供や普及・啓発に取り組んでいきます。

- ◆ パンフレット等、さまざまな媒体を活用した市民への在宅医療・介護に関する周知
- ◆ 在宅医療・介護についての市民の理解を深めるための講演会やシンポジウム等の開催

(3) 地域包括支援センターによる支援の充実

本市では、平成18年4月から、中学校区を基本に地域包括支援センターを 設置し、令和2年度時点で52か所を運営しており、地域に根差しながらさま ざまな面から高齢者を支援しています。

高齢化がますます進展する中、地域包括支援センターがその役割を十分に担えるよう、地域包括支援センターへの支援を充実させながら、高齢者の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

①地域包括支援センターの取り組みの推進

地域包括支援センターは地域の高齢者支援の拠点として、総合相談・支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業と併せて、介護予防事業や認知症高齢者への対応、さらには地域の関係者とのネットワークづくりなどを行い、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を行っています。

今後、複雑な課題を抱える高齢者がますます増加する中にあっても、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターによる取り組みを進めます。

主な取り組み(案)

- ◆ 総合的な相談支援機能の充実
- ◆ 地域包括ケアシステム構築・推進に向けた関係機関とのネットワークづくり等の推進
- ◆ 地域ケア会議による個別課題の解決、多職種にわたる専門職やさまざまな関係機関とのネットワークづくり(再掲)
- ◆ 地域ケア会議や包括圏域会議を活用した地域資源の把握及び活用の推進(再掲)
- ◆ 地域ケア会議や包括圏域会議で把握した地域課題に対する取り組みの推進(再掲)
- ◆ 認知症の人が望む生活を地域で送ることができるよう、早期からの支援など認知症への 対応強化
- ◆ 災害時要援護高齢者の安否確認等における関係機関との情報共有及び連携の推進
- ◆ 高齢者支援の窓口としての周知を図る広報の実施

②地域包括支援センターへの支援の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核としての役割を期待されており、平成27年4月から機能強化を進めてきました。

高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、支援の充実を図っていきます。

- ◆ 業務水準向上のための事業評価・実地指導の実施
- ◆ 地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施
- ◆ 地域包括支援センターの業務状況の分析・評価とそれを踏まえた支援のあり方の検討
- ◆ 介護予防ケアマネジメントに係る業務負担軽減の検討

「施策5」認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるまちづくりの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、認知症の人が希望や生きがいを持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍できる場や機会をつくる取り組みを推進するなど、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を車の両輪として、認知症施策を推進します。

(1) 認知症への理解の促進と本人からの発信の機会の創出

認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参加・提言できる取り組みを推進することで、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。

①認知症に対する理解の促進

地域の方々に対して認知症の正しい知識と理解の普及啓発に努めるとともに、相談窓口の充実・強化を図ります。

- ◆ 認知症サポーター養成講座の実施(教育関係機関との連携)
- ◆ 認知症パートナー講座の実施
- ◆ 認知症カフェ等の設置推進
- ◆ 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員等を中心とした普及啓発
- ◆ 地域包括支援センターによる認知症をテーマにした教室の開催
- ◆ 大学等との協定による認知症対応の充実
- ◆ 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施
- ◆ シルバーセンターにおける介護講座の実施
- ◆ 医療介護従事者向けの各種研修における意思決定支援の導入
- ◆ 認知症ケアパス(全市版・地域版・個人版)の普及・更新
- ◆ 仙台市ホームページ等を活用した相談窓口の周知

②認知症の人本人からの発信への支援

認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを進めると ともに、地域で暮らす本人の協力も得ながら普及啓発活動に取り組みます。

主な取り組み(案)

- ◆ 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進
- ◆ ピアサポート活動支援事業
- ◆ 認知症本人による認知症パートナー講座の講師等としての取り組みによる普及啓発の推進

(2) 医療・介護専門職等の連携による認知症への対応力の強化

認知症の方とその家族への支援において重要な役割を担う医療・保健・福祉の関係機関の連携を強化するなど、支援体制の充実を図ります。

①認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の可能性がある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期 集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療セン ター等が連携し早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

主な取り組み(案)

- ◆ 地域包括支援センター等による早期支援等の対応の強化
- ◆ 認知症初期集中支援チームによる本人視点での支援の実施
- ◆ 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、関係機関との連携
- ◆ 認知症の人と家族の会宮城県支部と連携したもの忘れ電話相談の実施
- ◆ 仙台市認知症対策推進会議の開催による関係機関との連携強化
- ◆ 地域ケア会議による地域の関係機関の連携強化
- ◆ かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進
- ◆ 認知症アセスメントシートの活用による的確なアセスメントの普及と関係機関による円滑な 情報共有の推進

②医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人と家族を支えるために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性を習得するための研修を 実施します。

- ◆ 認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修の実施
- ◆ かかりつけ医師・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力 向上研修の実施
- ◆ 医療従事者向けの各種研修における意思決定支援の導入

③介護従事者の認知症対応力向上

認知症の人の視点に立ち、状態に応じた適切な支援が提供されるよう、 認知症介護等に関する研修を実施し、介護従事者の認知症対応力の向上 を図ります。

主な取り組み(案)

- ◆ 認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修(実践者研修、実践リーダー研修)の実施
- ◆ 認知症対応型サービス事業開設者研修、管理者研修の実施
- ◆ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の実施
- ◆ 認知症介護指導者養成研修の実施
- ◆ 認知症介護指導者フォローアップ研修の実施
- ◆ 研修事業等における認知症介護指導者ネットワーク仙台との連携
- ◆ 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施(再掲)
- ◆ 介護従事者向けの各種研修における意思決定支援の導入

(3) 認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

認知症があってもなくても同じ社会で共に生き、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の視点に立った見守りや関わり合いなど、地域における支え合いの充実に取り組みます。

① 共によりよく暮らしていくための取り組みの推進

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症があってもなくても健やかに共により良く暮らしていくことができる取り組みを推進します。

- ◆ 認知症サポーター養成講座の実施(教育関係機関との連携)(再掲)
- ◆ 認知症サポーター情報交換会の実施
- ◆ 認知症パートナー講座の実施(再掲)
- ◆ 認知症サポーター及び認知症パートナーの地域で活躍できる場の検討と体制づくり
- ◆ 認知症カフェ等の設置推進(再掲)
- ◆ 介護経験者による相談会の開催
- ◆ 認知症の人を介護する家族交流会の開催など家族支援の強化
- ◆ 大学等との協定による認知症対応の充実(再掲)
- ◆ 認知症介護研究・研修仙台センターと連携した研修事業等の実施(再掲)
- ◆ 認知症ケアパス(全市版・地域版・個人版)の普及・更新等を通じた地域における支援体制の構築の推進
- ◆ 若年性認知症支援における関係機関との連携強化
- ◆ 若年性認知症に関する普及啓発、研修等の実施
- ◆ 行方不明高齢者等を早期に発見・保護するためのSOSネットワークシステムにおける 警察署、タクシー会社等関係機関との連携
- ◆ 認知症の人の見守りネットワーク事業による行方不明高齢者等の捜索支援及び協力者を 増やす取り組み
- ◆ 介護サービス基盤の整備
- ◆ 医療機関や介護保険施設等を退所した認知症の方への支援の検討

②認知症の人の活躍の場や機会の創出

認知症になっても、支えられる側だけではなく、支える側としての役割や 生きがいを持って生活できる取り組みを推進します。

- ◆ 認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みの推進(再掲)
- ◆ ピアサポート活動支援事業におけるピアサポーターの役割の創出
- ◆ 認知症パートナー講座の講師等の役割の創出